

TOKYOオレンジ医療システムについて



東京都福祉局

システム創設の背景・目的

○ 背景

- ・ 令和7年度に医療機関や認知症のある人などを対象に認知症医療に関する調査を実施
- ・ 入院先確保の難しさや入退院時の医療・介護施設間連携の課題を把握

○ 目的

- ・ 認知症のある人が、必要なときに、必要な医療を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現

TOKYOオレンジ医療システム

TOKYOオレンジ医療システムとは・・・

- ✓ 認知症になっても誰もが安心して過ごすことができるよう、二次保健医療圏ごとに**拠点型認知症疾患医療センター**を中心に**医療機関同士が連携し、認知症のある人を身近な地域で受け入れる医療提供体制**

○ 主な取組内容

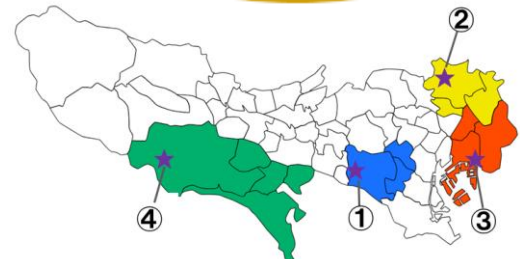
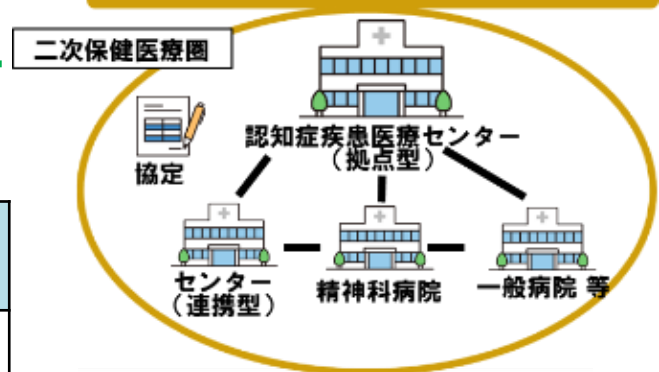
- ◆ **拠点型センターによる入院・転院に係る助言・支援（スーパーバイズ）の提供**
- ◆ **医療圏同士の連携体制を強化するため、関係者間の会議を開催**
- ◆ **必要な医療提供に向けた支援（入院受入支援金）**

システム創設

- 今年度から、4つの医療圏で試行的に先行実施
⇒ システムの実施状況を踏まえ、順次改善
- 認知症のある人が地域で安心して暮らし続けられるよう、医療システムのあり方について検討

	医療圏	認知症疾患医療センター (地域拠点型)
①	区西南部	東京都立松沢病院
②	区東北部	大内病院
③	区東部	順天堂東京江東高齢者 医療センター
④	南多摩	平川病院

TOKYOオレンジ医療システムのイメージ



システムの考え方（重要ポイント）

○ ポイント

- ・ 身体合併症などで**入院治療が必要な方を円滑に受入れ**
- ・ 入院治療の必要性がなくなった場合、**速やかに退院支援を行い、自宅等へ円滑に移行**

注意点（重要）

- ・ 「処遇が困難だから」、「在宅での生活が困難だから」「介護が困難だから」など、医学的な入院治療を要しない、必要のない入院を促進するものではない
- ・ 必要な医療が提供できるよう、入院受入れを行った場合、一定の要件の下、入院受入支援金を交付

⇒ 適切な受入れと円滑な退院支援を推進することが目的

システムへの参画要件

○ 対象医療機関（要件①かつ②を満たすこと）

要件①

都内に所在する医療機関で、以下のいずれかを満たすこと

- ◆ 認知症疾患医療センター
- ◆ 認知症ケア加算Ⅰ、Ⅱ又はⅢの施設基準を届け出ている保険医療機関
- ◆ 精神科を標榜する、病院又は有床診療所

⇒ 認知症のある人への必要な医療の提供を確保

システムへの参画要件

要件②

以下のいずれかを満たすこと

- ◆ 認知症疾患医療センター
- ◆ 社会福祉士資格又は精神保健福祉士資格を有する常勤の者が入退院支援部門に1名以上配置されている病院
- ◆ 入退院に係る連絡調整ができる人員が1名以上配置されている有床診療所

⇒ 円滑な自宅等への移行を推進

システム参画の流れ

参画を希望する病院等

地域拠点型認知症疾患医療センター

①システム参画の意向を連絡

※自院が所在する二次保健医療圏以外の医療圏のシステムにも参画可能

②書類送付

【メール】包括連携協定書、包括連携協定に関する実施要綱、入院受入支援金交付要綱、Q & A、入院フロー図、業務履歴書、担当者調査票

③書類提出

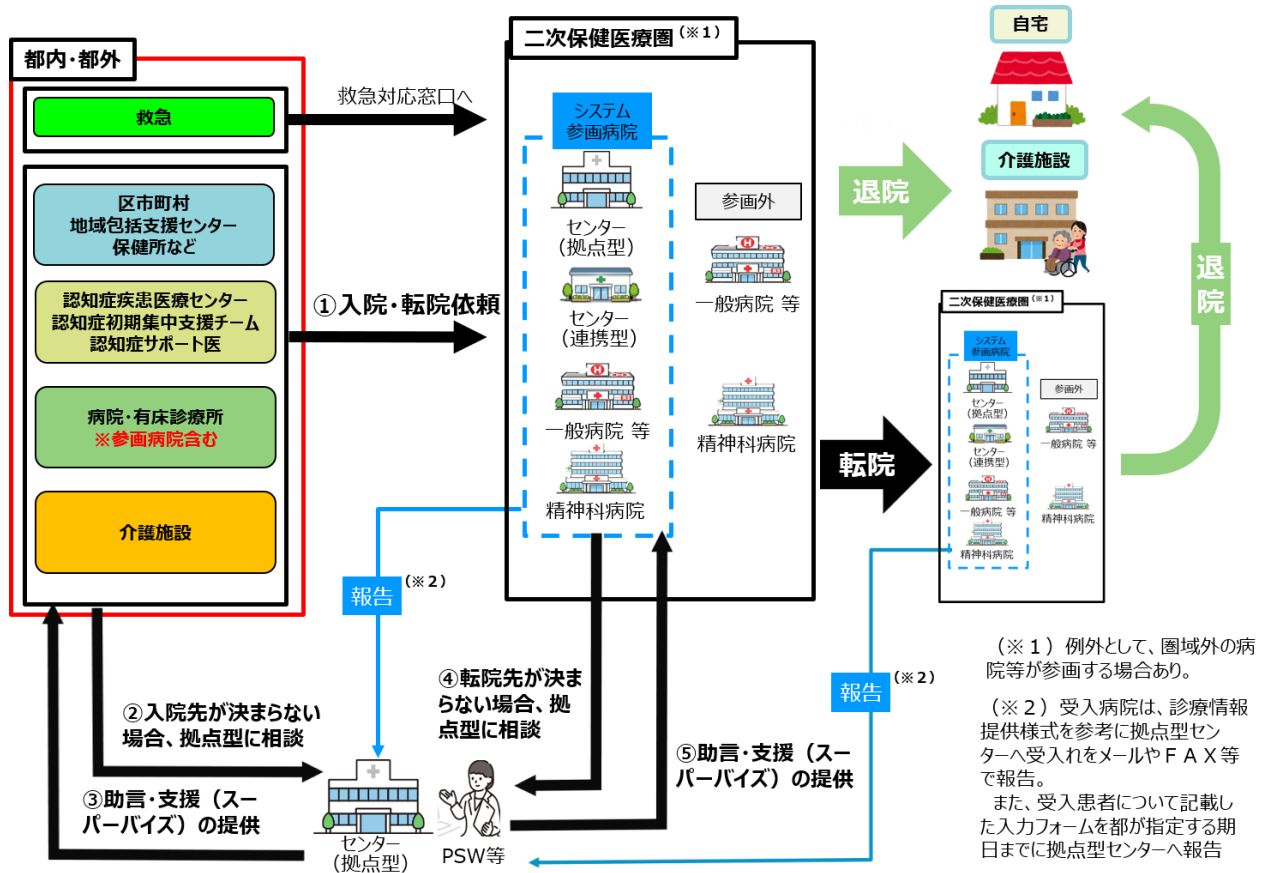
【郵送】包括連携協定書2部（押印済）
【メール】参画要件を満たすことがわかる根拠書類、担当者調査票

④書類送付

【郵送】包括連携協定書1部（押印済の者を郵送）
【メール】診療情報提供様式、患者入力フォーム

⇒ システム参画開始

入院受入れフロー



入院受入支援金の要件等

○ 対象者（①及び②を満たすこと）

- ① 原則として都内に住所地を有する認知症の診断がある者（入院後、認知症と診断された場合も含む。）
- ② 以下の機関や施設から入院相談があり、受入病院が入院の必要ありと判断

- ◆ 区市町村、地域包括支援センター、保健所、警察その他の行政機関
- ◆ 認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム及び認知症サポート医
- ◆ 他の病院及び有床診療所（対応が困難と判断された場合のみ）
- ◆ 救急搬送又は救急外来
- ◆ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの入所者（ただし、当該医療機関の初診患者に限る。）

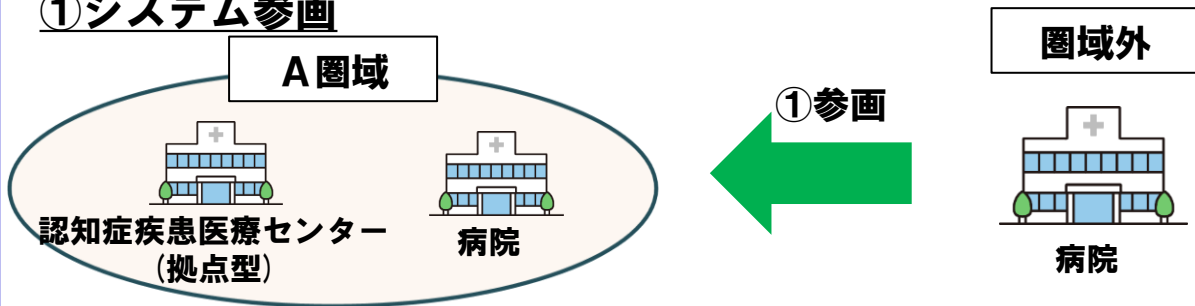
※ 上記の施設・機関は、都内（圏域内外問わず）・都外いずれも対象

※ 緑枠内の要件は、システムを実施する医療圏内に所在する病院等にのみ適用。
システムへの参画は医療圏外の病院等も可能だが、同要件は適用しない。

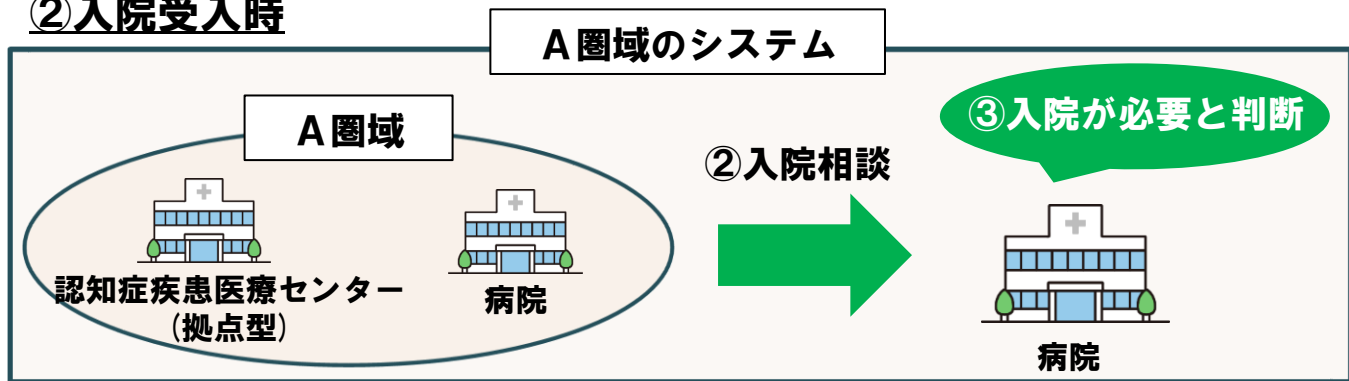
入院受入支援金の要件等（圏域外の病院）

○ 圏域外の病院がシステムに参画した際の、入院受入支援金支給対象

① システム参画



② 入院受入時



入院受入支援金の要件等

○ 金額

16,665円／人・日

○ 日数

入院日から起算して最長30日

※システムに参画する病院間で転院した場合、再度最長30日

○ 支援金の申請

受入れを行った病院から都に申請

（「患者情報入力フォーム」を活用）

※申請スケジュール等は、別途、都から連絡

【重要】留意点

- ✓入院受入支援金の対象や参画病院の要件等は、
現時点（R8.7.1）での内容に基づくもの
- ✓システムの在り方を検証し、制度の見直しを随時実施
- ✓支援金の対象要件の明確化・支払日数の取扱い、
入力フォームの項目など、今後修正の可能性あり
- ✓入院治療の必要がないなど、不要な入院受入れが
確認できた場合は協定を解除

医療機関は、上記内容を承諾の上、システムに参画

医療機関の皆様へ

都は、TOKYOオレンジ医療システムを構築し、**認知症のある方が身近な地域で必要なときに必要な医療を受け、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を実現してまいります。**

医療機関の皆様には、ぜひ本システムの主旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。